

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
検査測定車	<p>検査、検定、観測、計測、実験等（以下「検査等」という。）を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 検査等を行うのに必要な機械器具又はデータ処理装置を有すること。        なお、ノギス、マイクロメータ等、手に持って検査等を行うことができる機械器具は、この場合の検査等に必要な機械器具に該当しないものとする。</li> <li>2 1の機械器具及びデータ処理装置の付近には、これを用いて検査等に携わる者の作業空間として床面から上方に1,200mm以上が確保されていること。</li> <li>3 検査等の作業で使用する椅子は、乗車装置の座席と兼用でないこと。        ただし、専ら走行中に検査等を行う自動車にあつては、この限りでない。この場合において、特種な目的に使用するための面積を算定するための設備には、検査等を行う機械器具又はデータ処理装置の近くに設けられた1人分の乗車設備を含めることができる。</li> </ol>	